

平成

二十四年

五條市議会第四回十二月定例会会議録(第四号)

平成二十四年十二月十四日(金曜日)

議事日程(第四号)

平成二十四年十二月十四日 午前十時開議

第一

議第六十一号 五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正について

議第七十六号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について

議第七十七号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について

議第七十八号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について

議第八十号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について

議第八十一号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

議第八十四号 平成二十四年度五條市一般会計補正予算(第五号)議定について

議第五十九号 五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第六十号 五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議第六十四号 五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正について

議第六十六号 市道路線の変更について

議第六十七号 市道路線の変更について

議第六十八号 市道路線の変更について

第二

- 議第六十九号 市道路線の変更について
 議第 七十号 市道路線の変更について
 議第七十一号 市道路線の変更について
 議第七十二号 市道路線の変更について
 議第七十三号 市道路線の変更について
 議第七十四号 市道路線の変更について
 議第七十五号 市道路線の変更について
 議第七十九号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
 議第八十二号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
 議第八十五号 平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第一号)議定について
 追加日程第一 議長辞職の件
 追加日程(第五号)
 第一 選第 四号 議長の選挙について
 追加日程第一 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十四名)

| | | |
|---|---|---|
| 一 | 福 | 塚 |
| 二 | 山 | 口 |
| 三 | 吉 | 田 |
| | 雅 | 耕 |
| | 範 | 司 |
| | | 実 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
教育長
市長公室長
総務部長
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長

太田好紀
堀内伸起
堀内成彦
檜内和彦
竹田邦美
山本美彦
山本敬三
櫻井信彦
辻

四番 堀川浩美
六番 川村家廣
七番 藤村美恵
八番 池上雄子
九番 益田輝博
十番 山田澄雄
十一番 峯林宏政
十二番 花谷昭典
十三番 土井康嗣
十四番 大谷龍雄
十五番 田原清孝

事務局職員出席者

| | |
|----------|---|
| 都市整備部長 | 森 |
| 消防長 | 窪 |
| 教育部長 | 町 |
| 水道局長 | 中 |
| 会計管理者 | 上 |
| 西吉野支所長 | 丸 |
| 大塔支所長 | 山 |
| 財政課長 | 和 |
| 市長公室次長 | 新 |
| 秘書課長 | 竹 |
| ふるさと創造課長 | 河 |
| 事務局長 | 乾 |
| 事務局次長 | 藤 |
| 事務局係長 | 谷 |
| 事務局主任 | 谷 |
| 速記者 | 柳 |
| | ヶ |
| | 瀬 |
| | 山 |
| | 仁 |
| | 五 |
| | 美 |
| | 美 |
| | 豊 |
| | 一 |
| | 旬 |
| | 友 |
| | 治 |
| | 夫 |
| | 明 |
| | 久 |
| | 秀 |
| | 男 |
| | 充 |
| | 治 |
| | 秀 |
| | 弘 |
| | 本 |
| | 口 |
| | 永 |
| | 孝 |
| | 勝 |
| | 善 |
| | 剛 |
| | 健 |
| | 勝 |
| | 康 |
| | 村 |
| | 本 |
| | 井 |
| | 田 |
| | 田 |
| | 山 |
| | 丸 |
| | 上 |
| | 中 |
| | 町 |
| | 窪 |
| | 森 |

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る七日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

土井康嗣議員から遅刻届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第六十一号、議第七十六号、議第七十七号、議第七十八号、議第八十号、議第八十一号及び議第八十四号の七議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第六十一号、議第七十六号、議第七十七号、議第七十八号、議第八十号、議第八十一号及び議第八十四号の七議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査の冒頭、委員から、指定管理者審査結果に関する資料請求があり、資料配布後に審査を開始しました。

初めに、議第六十一号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正につきましては、題名を五條市地域公共交通事業に関する条例に改め、現状コミュニティバス事業は市が主体となり、デマンド型乗合タクシー事業は五條市地域公共交通会議が主体として別体系で運行していたものを、市の実施事業として一本化し、デマンド型コミュニティバスの運行事業を追加するため本条例を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、改正後の使用料及び運行経路やバス停留所等についてただしたのに対し、「使用料は一回につき二百円、ただし、小学生以下の者及び心身に障害を有する者の使用料については免除するもので、改正前と変更はない。また、運行経路及びバス停留所等については、地元の了解を得ているので問題はない。」との答弁がありました。委員から、運行経路、運行回数との

変更点についてただしたのに対し、「デマンド型コミュニティバスの事業を開始するだけで以前と変わらない。」との答弁がありました。

次に、公共交通の利用状況及びデマンド型乗合タクシーの予約時期についてただしたのに対し、「平成二十三年度の実績は、おおむねコミュニティバスの五條コースが五千人、西吉野コースが二千人、大塔コースが八百五十人、デマンド型乗合タクシーの奥谷・県立五條病院コースが千百人、城戸・平原コースが三百三十人、西阿田・県立五條病院コースが六千九百人、大深・県立五條病院コースが五百人である。また、デマンド型については、五條二見交通株式会社及び株式会社野原タクシーに委託しており、予約時間については今後検討する。」等の答弁がありました。

次に、予約はしていないが、ほかの市民が予約したバスが運行された場合の対応についてただしたのに対し、「重複する場合は利用していただいている。」との答弁がありました。また、きめ細やかな運行経路についてただしたのに対し、「今回の改正では、西吉野路線等について枝線を追加した運行経路もある。今後とも地域公共交通会議の了解を得ながら検討する。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきましては、本年十月二十三日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、アスカ美装株式会社を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局から説明がありました。また、委員から、市が提示した指定管理料の上限及び応募者の申請指定管理料並びに採点結果についてただしたのに対し、「市が提示した上限額及びアスカ美装株式会社並びにNPO法人自然の里穂の会の申請指定管理料は共に五千五百六十六万八千円であり、採点結果はアスカ美装株式会社が七十八点、NPO法人自然の里穂の会が五十九点である。」等の答弁がありました。また、新規団体への加点及び新指定管理者制度に関する基本方針の変更点についてただしたのに対し、「NPO法人自然の里穂の会は新規団体であるが、採点結果を百点満点に換算して、七十点以上の新規団体に十五点加点することになっている。また、新指定管理者制度に関する基本方針の変更点については、指定管理者が収支予算書に掲げる収支を超える収益を生じた場合の超過収益の四〇パーセントに相当する額の市への納付について、一年単位を全ての指定管理期間中とした。また、罰則規定を設けたこと及び採点結果が七十点以上の新規団体に對し十五点の加点をすること並びに指定管理者の非遵行為に対する取消規定を創設している。」等の答弁がありました。また、委員から、使用料の徴収及び罰則規定の内容並びに指定の停止についてただしたのに対し、「五條市立中央公民館利用団体連絡協議会及び市役所等以外の方が利用する場合は使用料を徴収している。また、罰則規定については、指定管理者を取り消された団体等は、当該施設の指定管理者となることができない。また、辞

退及び撤退をした団体は、その日から三年間当該施設に応募ができず、違約金として当該年度の指定管理料の一〇パーセントに相当する額を支払うことになっている。」等の答弁がありました。

次に、新指定管理者制度に関する基本方針の中の同種である施設の取扱いについてただしたのに対し、「貸し館業務を行う五條市市民会館、五條市立西吉野コミュニティセンターは同種、公園管理業務を行う五條市上野公園、五條市阿田峯公園、五條市五万人の森公園は同種、その他文化財関係施設となっている。」との答弁がありました。

委員から、新指定管理者制度に関する基本方針の資料請求があり、資料作成のため午前十時四十八分に休憩し、午前十一時一分に審査を再開しました。

委員から、市の公園の指定管理者についてただしたのに対し、「アスカ美装株式会社は、五條市五万人の森公園と五條市上野公園の指定管理者であるが、五條市上野公園については、前指定管理者が撤退をしたため急ぎ指定管理者の募集を行い、指定管理者になった。」との答弁がありました。

次に、アスカ美装株式会社の過去の非違行為についてただしたのに対し、「新指定管理者制度に関する基本方針を検討するための五條市行政改革推進本部会議では、アスカ美装株式会社の一件については終わったことであるとして会議での議題には挙がっていない。」との答弁がありました。委員から、基本方針を条例化することについてただしたのに対し、「今回の変更は、議員各位の意見等を参考に変更したものであるが、条例を制定することについても検討していきたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましては、本年十月二十三日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、図書館流通センター関西を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局から説明がありました。委員から、新規団体の加算についてただしたのに対し、「同じ団体が独占することについて意見もあり、幅広く多くの方に指定管理をしていただき、新たな雇用を生み出していくためのものである。」との答弁がありました。

次に、五條市立図書館のアンケート調査等についてただしたのに対し、「八月二日から八月十四日までの期間にアンケート調査を行い、スタッフの対応については、大変満足四六・二パーセント、満足四四・三パーセント、どちらでもない八・四パーセントで図書館の利用のしやすさでは、大変満足二四・三パーセント、満足三五・九パーセント、どちらでもない二六パーセントである。また、職員の継続雇用の話も聞

いている。」等の答弁がありました。

次に、五條市立図書館の職員及び指定管理者候補者の申請金額の審査基準についてただしたのに対し、「五條市在任の職員が五名、市外が三名であり、五條市立図書館指定管理者候補者選定結果資料にある図書館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理経費の縮減が図られているものであることの区分で審査されている。」との答弁がありました。委員から、具体的な案分についてただしたのに対し、「十五点の差については、選定委員が書類審査で点数に反映したもので、その経緯については把握していない。」等の答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、起立採決の結果、賛成多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十八号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきましては、本年十月十七日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、和田自治会を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、自治会長が変更になった場合の責任の所在についてただしたのに対し、「代表者の変更届を提出してもらおうが、責任の所在は自治会である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

午前十一時五十一分に昼食のため休憩し、午後一時に審査を再開しました。

議第八十号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきましては、本年十月十六日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、桜井誠文堂を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、新規団体についての加点及び収支予算書に掲げる収支を超える収益を生じた場合の超過収益の四〇パーセントに相当する額の市への納付については再度精査して変更してもらいたいとの意見がありました。委員から、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきましては、指定管理の期間が平成二十五年三月三十一日で満了することに伴い、次期指定管理者の募集を行ったところ二団体から応募があり、本年十月十六日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、アスカ美装株式会社を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、施設の修繕費についてただしたのに対し、「三十万円までは、指定管理料に含まれている。」との答弁がありました。

また、委員から、新規団体の十五点の加点については、五條市内の団体だけにしてはとの意見がありました。慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第八十四号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきましては、電子計算費のテレビ共同受信施設整備費補助金八百七十七万七千円、障害福祉費の障害福祉サービス費給付費追加等六千三百三十九万五千円、児童福祉施設費の私立保育所に対する児童委託運営費追加一千六百九十万円、観光費のふれあい交流館指定管理料追加九百万円、道路橋梁災害復旧費の道路災害復旧工事費等三千四百八十二万六千円等の合計一億四千四百八十八万円を増額補正し、その財源は、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七十七億九千七百三十五万八千円とする歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、青年就農給付金について対し、「平成二十四年度から五年間給付し、給付件数は八件のうち五名にはそれぞれ百五十万円を、一組の夫婦には二百二十五万円を、残りの二名については後期からの認定でそれぞれ七十五万円を給付する。」との答弁がありました。

次に、無線システム普及支援事業費補助金について対し、「地上デジタル放送の難視聴地域は、阪合部新田町の大平地区以外にはないと思う。」との答弁がありました。

次に、財団法人大塔ふる里センターの指定管理料及び赤字解消策について対し、「支出の大半は光熱水費、浄化槽清掃手数料及び機械警備費等であり、赤字解消策として、災害発生以降、観光客に少しでも多く来ていただくため、理事会を数多く開催し、議論しているところであるが、災害発生以降の売上げは予想以上に減収し、試算が甘かった点もあるので、今後は、財団法人の存続等を意識した集客方法を考えたい。」との答弁がありました。委員から、「財団の職員を見ていると危機感を感じず、施設の有効活用等、抜本的な改善を図らなくては、赤字解消はできないものと考えます。」との意見がありました。

また、委員から、「平成二十五年度には電気料金が二割程度値上げになると聞いており、指定管理料の変更も考慮する必要がある。」との意見がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、なつみ台太陽光発電所の概要について理事者側から報告を受けた次第です。
以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る七日に行いました議案審議において既に終了いたしました。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、初めに藤富美恵子議員の発言を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となっております議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について及び議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についての二議案について、反対の立場から討論いたします。

今回、中央公民館及び西吉野コミュニティセンターの指定管理者の候補者にアスカ美装株式会社が挙がっております。

皆様御存じのとおり、以前中央公民館で指定管理者であるアスカ美装株式会社の職員が、非違行為に当たる不祥事を起こしました。にもかかわらず、アスカ美装株式会社は中央公民館の指定管理者の取消しをされることもなく、その後、上野公園及び引き続き五万人の森公園の指定管理者にもなっており、現在、アスカ美装株式会社は、中央公民館、西吉野コミュニティセンター、五万人の森公園、上野公園の四施設の指定管理者でございます。

本年四月に見直された、新指定管理者制度に関する基本方針の「指定の取り消し等を行う場合の取り扱いについて」には、「指定管理期間中に指定管理者である団体等の非違行為等が発覚した場合、社会通念上著しく不相当と判断される場合は指定の取り消しを行うが、改善計画等の提出を求めた上で、改善の余地が見込める場合は、指定期間中の業務を継続させることができるものとする。但し、上記については、非違行為等の内容及び改善計画等の検証を行ってから判断する必要があるが、継続させる場合であっても、指定期間終了後において当該施設の指定管理者となることができない。」と明記されております。

指定期間終了後において、「指定管理者となることができない。」と定められているにもかかわらず、今回も、またアスカ美装株式会社は中央公民館の指定管理者に応募し、指定管理者の候補者となりました。

そして、また指定管理者募集要項の留意事項の（七）にも、「指定管理者となることができる公の施設は、一の団体にできる限り重複しないようにするために、平成二十四年度に応募できる施設は一団体において原則一施設とします。」と定められています。このように、指定管理者募集要項にも、指定管理者となることができる公の施設は、原則、一団体一施設と市が定めているにもかかわらず、なぜか今回もまた、アスカ美装株式会社は、中央公民館と西吉野コミュニティセンターの指定管理者の候補者となりました。

太田市長が議員のときに、あれほど一団体一施設を主張していたにもかかわらずでございます。公平、公正にしなければならない市が、なぜこのようなことを認めたのか。一体どうなっているのか。大変疑問であります。

以上、これまで述べましたように、反対理由その一、新指定管理者制度に関する基本方針に「非違行為を起こした団体は、指定期間終了後において、当該施設の指定管理者になることができない。」、反対理由その二、指定管理者募集要項に「一団体において、原則として、一施設であること。」の、この二つの理由から、私は、今回、アスカ美装株式会社が五條市立中央公民館及び五條市立西吉野コミュニティセンターの指定管理者になることを認めることはできません。

したがって、議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について及び議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についての二議案については、反対すべきであると申し上げまして、私の反対討論といたします。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）次に、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、ただいま総務文教常任委員長の報告の全議案に賛成討論をさせていただきます。

議第六十一号、五條市コミュニティバス運行事業に係る条例の全部改正につきまして、委員長報告にもありましたように、三つの公共交通を一つの条例化にしても、使用料、運行経路等々に問題はないということでございます。しかし、議員の方から発言も出ておりますように、乗車の連絡については他の市町村も行っておりますように、数時間前でも有効になれるように検討する等々、またバス停の柔軟な指定等々も検討するというふうに答弁されておりますので、その改善を求めて議第六十一号を賛成させていただきます。

議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定については、賛成させていただきますけれども、その理由を申し

上げます。今回、この契約の内容は、皆さん方も御存じのように、また今、委員長報告にもございましたように、中央公民館の指定管理者の募集をしましたところ、応募された団体はアスカ美装株式会社、NPO法人自然の里穫の会の二団体でありました。その指定管理料の内容は、市が提示した上限額五千五百六十八万八千円に對しまして、二団体とも同じ額であったわけでありました。そして、審査の結果は、アスカ美装が百点満点中、七十八・二点、自然の里穫の会が五十九・四点ということ、自然の里穫の会の団体は新規ではありましたが、いわゆる七十点以下であったがために、十五点の加点はありませんでした。したがって、合計の審査点数はアスカ美装が七十八点、自然の里穫の会が五十九点ということで、アスカ美装が候補者になったという契約内容であります。アスカ美装の問題点については藤富議員から指摘ありましたとおりですが、私がなぜ賛成させていたのかという理由を申し上げます。御存じのように、前市長の契約において、アスカ美装が中央公民館の指定管理者として請け負ったときに、アスカ美装の職員が中央公民館の公金約五十三万円を横領したという問題がありました。指定管理の根拠法であります地方自治法第二百四十四条の中には、「問題を起した団体は指定管理を取り消すことができる。」ということがありますから、それを根拠に、前市長にも正確な態度をとるように迫ってまいりましたけれども、約五十三万円は市の方に返されたということ、アスカ美装株式会社からは反省書が提出されたということ等、そして問題の原因はアスカ美装株式会社の、会社の方針や体質に原因があるのではなしに、やはりほぼ大半が個人責任にあるという見解で契約を前市長は継続したわけでありました。

その後、大体今藤富議員も言われましたように、アスカ美装株式会社は五條市の五万人の森、上野公園、西吉野コミュニティセンターですが、そして中央公民館等々、指定管理を受けているわけでありますけれども、この五十三万横領の問題以外は大きな問題も起こさずにやっていたにいたっていると。特に五万人の森の方では、今までにないような創意的な取組もこの間ありましたし、上野公園におきましては途中で前の指定管理団体が撤退したという状況の下で、まあまあ問題なしに今管理をされているという状況もあります。

また、アスカ美装株式会社は、会社の創立も大変昭和の時代に遡って五條市の他の業務も大分前から委託契約しているという状況もあります。したがって、そういう中でも大きな問題は、これ以外起こっておらないわけでありました。

したがって、アスカ美装株式会社団体への私の見方といたしましては、やはり中央公民館で発生したアスカ美装株式会社の職員の約五十三万の横領は、半分以上はアスカ美装株式会社の指導責任は問われるわけでありますけれども、個人責任の方がやはり大きかったのではないかと、私には判断しているところでありました。したがって、賛成させていただくその一つの理由であります。

賛成理由のもう一つは、こういう問題が起ったときは、地方自治法の第二百四十四条の二には、市長が問題だと判断した団体は、途中で指

定管理を取り消すことができるというように、法律にはあるわけでありませうけれども、五條市の方針にはなかったわけですね。だからそういう慣れない指定管理業務に対する市の準備不足ということもあつたわけですね。

したがって、藤富議員も言われましたように、今年の四月にはそういった問題団体の契約の停止ということをして新たに明記した五條市の新指定管理者制度に関する基本方針というものを作って、この方針以後においては、この方針で対応していくと、問題が起こればね。対応していく姿勢は現在確立しているわけでありませう。したがって、この方針の確立していない以前の問題であつたこともはっきりしているわけでありませうので、遅くなつてはおりますけれども、中央公民館で起こつた現金横領問題のそういう団体に対する対応の方針は、今年の四月からは五條市では持つたということで、準備は整つたということですね。

そしてもう一つは、同じ業者にたくさんの施設の指定管理をさせるのはいいことではないということでありませうけれども、私もそれは当然だと思ひますけれども、そのことへの対応といたしましても、この四月からスタートしております新しい方針の中で、同種の施設は同じ業者に管理させないということも新たに方針としてこれは付け加えられているわけでありませう。これも、遅い取組になつておりますけれども、一応新しい方針として同じ種類の施設は同じ団体に管理させないという、基本的な方針だけは一応整つたということですね。

そして、加点につきましても、今まではなかつたわけでありませうけれども、新しく四月からスタートしております方針の中には、一定の評価に達した新規団体は百点満点に換算した審査得点に十五点を加点すると、しかし一定の評価に達するというのはどういふことかと言ひますと、百点満点に換算して七十点以上の審査点数であるということであつて、七十点以下は評価に達していないという解釈であります。したがひまして、いくら新規の団体であつても、余りにも条件が整つておらなかつたら、公共施設を管理させることはよくないといふところで、最低制限として七十点以下は新規団体であつても加点しないといふ、この新しい方針を四月からスタートしております。これも遅いわけでありませうけれども、一応準備が整つてスタートしているということでありませう。

以上、申し上げましたように、アスカ美装に対する私の見方、そしてこの間起こつた問題への対応、市会議員の皆さん方から出された意見に対する対応等々、遅くなりましたけれども、一応整つて、現時点ではスタートしているといふことを理由といたしまして、議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定については、賛成させていただきます。次第でございます。

次、議第七十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきましても賛成させていただきますわけでありませうけれども、議案審議の中で、議員の皆さん方から出されましたように、市民の皆さん方の声としても今までの管理者が大変信頼されていたと、しかし審査の中では新しい

団体が指定管理者候補者になって、市民の皆さん方から信頼されておったこれまでのシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社ですか、候補者に入らなかったというのは、余りいいことではないので、やはり加点の理由として五條市内の業者の多くの団体に仕事をさせていただくという理由ではあるわけでありませけれども、応募された団体が五條市以外の場合は加点というのは、いいことではないかという意見が出されておったわけでありませけれども、これについても検討するというところで理事者の答弁もありましたので、賛成させていただく次第でございます。

そのほか議第七十八号、議第八十号につきましても賛成する次第でございます。

議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についても、候補者となった団体はアスカ美装株式会社でありますけれども、先ほど申し上げました議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてで申し上げた同じ理由で、賛成させていただく次第でございます。

議第八十四号につきましても、基本的に賛成させていただきます。

以上、全議案に対する賛成討論とさせていただきます。

○議長（益田吉博）以上で、討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なお、本案につきましては、議案ごとに採決いたします。

○議長（益田吉博）初めに議第六十一号、五條市コミュニティバス運行事業に関する条例の全部改正についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第七十六号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）ただいまの採決の結果、可否同数であります。よって地方自治法第百十六条第一項の規定により議長において裁決することといたします。

本案は可決と裁決いたします。

○議長（益田吉博）次に議第七十七号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第七十八号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に議第八十号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第八十一号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に議第八十四号、平成二十四年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第二、議第五十九号、議第六十号、議第六十四号及び議第六十六号から議第七十五号並びに議第七十九号、議第八十二号及び議第八十五号の十六議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚

実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第五十九号、議第六十号、議第六十四号及び議第六十六号から議第七十五号並びに議第七十九号、議第八十二号及び議第八十五号の十六議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る七日の本会議において当委員会に付託され、十一日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

審査の冒頭、委員から、指定管理者審査結果及び指定管理者候補者の事業計画書に関する資料請求があり、直ちに配布できない資料を除き、資料配布後に審査を開始しました。

初めに、議第五十九号、五條市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定及び議第六十号、五條市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

本二議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準等を条例に規定する必要があるため本条例を制定するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十四号、五條市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正につきましては、他の地方公共団体より優位性を持たせることにより企業誘致を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大につなげるため本条例を改正するもので、当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第六十六号から議第七十五号の市道路線の変更、十議案につきましては、一括して当局から説明を受け、審査を行いました。

議第六十六号及び議第六十七号の二路線につきましては、道路改良工事により道路の機能及び形状が変更され、周辺道路との整合性を図るため、市道大沢五号線は、起点位置を大沢町一八六番地先から大沢町一一七番地先に変更するとともに、道路延長四一九・八メートルから五四六・四メートルに変更し、市道大沢八号線は、起点位置を大沢町二八番地先から大沢町一一七番地先に変更するとともに、道路延長六三

一・七メートルから四六五・八メートルに変更するものと説明がありました。

議第六十八号につきましては、市道湯川大淀線の改良工事に伴い市道百谷市塚線の機能を回復するもので、市道百谷市塚線の終点位置を西吉野町百谷字カジャ三三九番地先から西吉野町百谷二九三の一番地先に変更するとともに、道路延長四四二・七メートルから四五六・六メートルに変更するものと説明がありました。

議第六十九号から議第七十五号の七議案につきましては、平成十七年の市村合併以前、五條市と西吉野村において地域の状況等を勘案し、行政区を越えて市道及び村道を認定していたが、平成二十三年度に市道台帳をデジタル化したことにより明らかになった重複認定箇所解消のための起点位置、終点位置の変更を行うもので、議第六十九号につきましては、市道島野一〇一七番地先に変更するとともに、道路延長二、〇三五・二メートルから一、九四三・九メートルに変更するもので、議第七十号につきましては、市道野原四号線との重複を解消するもので、市道西峯大蔵峯線の起点位置を西吉野町湯川字ホロキヤ一一九一番地先から野原町一一四番地先に変更するとともに、道路延長一、九六二・四メートルから一、七七二・一メートルに変更するもので、議第七十一号につきましては、市道下山良峰線との重複を解消するもので、市道霊安寺二五号線の終点位置を霊安寺町一三〇六番地先から西吉野町湯塩一一六五の二五番地先に変更するとともに、道路延長二、三〇九・四メートルから一、七六六メートルに変更するもので、議第七十二号につきましては、市道滝生子線との重複を解消するもので、市道霊安寺一六号線の終点位置を霊安寺町一三三四番地先から西吉野町滝二二六の一番地先に変更するとともに、道路延長三、〇九八・六メートルから二、九九〇・三メートルに変更するもので、議第七十三号につきましては、市道樫辻一四号線との重複を解消するもので、市道上神野樫辻線の終点位置を西吉野町神野字中垣内ノ下三四八番地先から西吉野町神野三七五番地先に変更するとともに、道路延長一、九三三メートルから一、三六五・五メートルに変更するもので、議第七十四号につきましては、市道樫辻一四号線との重複を解消するもので、市道北曾木大深線の終点位置を西吉野町北曾木字札の辻七五三番地先から阪合部新田町三六三の四番地先に変更するとともに、道路延長一、三〇四・一メートルから一、二九六・七メートルに変更するもので、議第七十五号につきましては、市道大日川北曾木線との重複を解消するもので、市道阪合部新田一五号線の終点位置を阪合部新田町三三四の四番地先から西吉野町大日川一一二番地先に変更するとともに、道路延長二、九二六・四メートルから二、八七三メートルに変更するもので、本十議案につきましては当局の説明により了承した次第であります。

次に、議第七十九号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきましては、指定管理の期間が平成二十五年三月三十一日で満了す

ることに伴い、本年十月十七日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、特定非営利活動法人大和社中を平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、「新規団体の加算については、市内業者の育成等を考慮して、市外の新規団体の加算については今後検討すべきである。」等の意見がありました。

次に、議第八十二号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきましては、現在、直営で管理運営を行っているが、議会等の意見や提言を生かし、更なる協議検討を重ね管理運営団体の募集を行ったところ三団体から応募があり、十月二十九日に五條市指定管理者選定委員会を開催した結果、まちづくり改革推進&リアルスタイルグループを平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間、指定管理者として指定するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、候補団体の資産についてただしたのに対し、「特定非営利活動法人まちづくり改革推進協議会の資産の総額は五十万円であるが、株式会社リアルスタイルの資本金の額は三百万円である。」との答弁がありました。

次に、議第八十五号、平成二十四年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきましては、修繕料百九十九万五千円、設計監理業務委託料四十六万二千円、大塔町宇井簡易水道浄水施設の二次応急仮復旧に係る工事費二千九十八万一千円の合計二千四百四十三万八千円を増額補正し、その財源は、国庫支出金、繰越金、市債及び諸収入をもって賄い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ五億二千二百八十三万八千円とする歳入歳出予算の補正及び地方債の補正をするもので、当局の説明により了承した次第であります。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て、それぞれの議案について採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、（仮称）五條市新し尿処理施設の進捗状況について理事者側から報告を受けた次第です。
以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの厚生建設常任委員会委員長長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。
お諮りいたします。ただいまの厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 議事の都合により副議長と交替いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（吉田雅範） 議長の職務を行いますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

益田吉博議員より議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第一百七十七条の規定により、益田吉博議員の退場を求めます。

〔益田吉博議員退場〕

○副議長（吉田雅範） まず、その辞職願を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成二十四年十二月十四日

五條市議会副議長 吉田雅範 殿

五條市議会議長

益田吉博

辞 職 願

このたび、諸般の事情により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

○副議長（吉田雅範）お諮りいたします。益田吉博議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって、益田吉博議員の議長の辞職を許可することに決しました。
益田吉博議員の入場を許します。

〔益田吉博議員入場〕

○副議長（吉田雅範）ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よってこの際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

○副議長（吉田雅範）追加議案及び日程を配布させます。

追加議案及び日程の配布漏れはございませんか。――。

配布漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

○副議長（吉田雅範）追加日程第一、選第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）選第四号、議長の選挙について。

地方自治法第百三条第一項の規定により本市議会議長の選挙を行う。
平成二十四年十二月十四日提出

五 條 市 議 会

○副議長（吉田雅範）意見調整のため休憩いたします。

午前十一時五分休憩に入る

午後五時五十八分再開

○副議長（吉田雅範）地方自治法第百十四条第一項の規定により花谷昭典議員ほか七名から開議請求がありましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

追加日程第一、選第四号を議題といたします。

本件につきましては、休憩前に上程されておりますので、これを継続いたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は投票、指名推選の、いずれの方法といたしましょうか。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）議長選挙の方法は、投票でお願いしたいと思います。

○副議長（吉田雅範）議長の選挙は投票をもって行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（吉田雅範）御異議がないようですので、議長の選挙は投票によって行うことに決しました。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（吉田雅範）ただいまの出席議員数は十四名であります。

投票用紙を配布させます。

〔投票用紙配布〕

○副議長（吉田雅範）投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（吉田雅範）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔事務局次長投票箱点検〕

○副議長（吉田雅範）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。
事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長（吉田雅範）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（吉田雅範）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に山田澄雄議員並びに池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○副議長（吉田雅範）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十四票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち

有効投票 十四票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

峯林宏政議員 八票

益田吉博議員 六票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票であります。よって峯林宏政議員が議長に当選されました。
ただいま議長に当選されました峯林宏政議員が議場におられますので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定により、告知いたします。
当選されました峯林宏政議員から当選承諾並びに就任の御挨拶をいただくことにいたします。峯林宏政議員。

〔峯林宏政登壇〕

○（峯林宏政）一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆さんの御協力を得まして、議長という重責を担うことに相成りました。議会運営につきましても、皆さんの御協力がなければスムーズな議会運営ができないと思っております。

浅学非才な私でございますけれども、皆さんの御協力を是非お願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。
ありがとうございます。（拍手）

○副議長（吉田雅範）御協力ありがとうございました。

議長と交替いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（峯林宏政）ここで前議長の益田吉博議員から議長退任の御挨拶をいただくことにいたします。益田吉博議員。

〔益田吉博登壇〕

○（益田吉博）失礼いたします。

この一年間、議員の皆様方いろいろな御協力をいただきまして、本当にありがとうございます。

私、議長を退任いたしましたも、一議員として五條市発展のために皆様方とともに頑張っていきたいなど、このように思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願ひ申し上げます。

一年間、ありがとうございます。（拍手）

○議長（峯林宏政）去る十二月三日、今定例会の会議録署名議員として私が指名されましたが、本日議長に就任いたしましたので、この際会議録署名議員の指名を日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よってこの際、会議録署名議員の指名を日程に追加し、議題とすることに決しました。会議録署名議員は会議規則第八十一条の規定により、議長から指名いたします。

十二番花谷昭典議員を新たに指名いたします。

○議長（峯林宏政）お諮りいたします。

本日の日程は全部終了いたしましたので、これにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて散会することに決しました。

明日、あさっては休会とし、次回十七日、月曜日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時十六分散会

